

1 県のエネルギー政策について

(1) 小水力発電の導入促進について

(答弁者) 井戸知事

小水力発電は水資源を活用し、身近なエネルギー源でありますので、その活用が期待されています。しかし、今の発電技術ではあまりにも流速の確保に足る適地が少ないことが課題です。ただ、新しい連結式発電機という回転子の磁石と固定子の鉄が引き合う力と止まろうとする力を相殺する発電機の研究も行われており、その開発に期待したいと思います。その他の課題は、導入事例やノウハウなどの情報が不足していること、技術の改良余地とコストが割高となること、水利権などの利害調整があること、なかでも最大の課題は採算性です。現在の買取価格 10 円では、20 年で採算を取るためには、発電能力 100kw 程度が目安であり、今の技術では 1 秒間 1 トンの水量と 15m の落差が必要と言われています。

発電能力を左右する流量や有効落差、地形などの立地条件のある適地の絞り込みが必要でありますので、コスト計算や事業化可能性調査を行ってからでないとなかなか事業化できません。このため、再生可能エネルギー特別措置法に基づく買取価格の設定が立地可能性を左右します。地域の実情に見合った小水力発電の事業収益性を考慮したものになるよう、他の再生可能エネルギーとあわせて国に強く働きかけてまいります。

水利権などの利害調整は、河川管理者部分は特区の活用が考えられます。その他については地元市町や地域単位で協議会などを活用して、利用促進に理解を求めていきます。

県施設の活用事例をあげれば、県営広域水道事業において、既に神谷ダムの導水路に 9.9KW の発電施設を設置済みです。現在は呑吐ダムでの設置について、共同事業者である農林水産省と協議を進めています。

小水力発電の導入は、地域振興と結びついたエネルギーの創出にもつながりますので、適地の調査を行いながら普及に向けて取り組んでまいります。

1 県のエネルギー政策について

(2) 特定規模電気事業者からの電力購入について

(答弁者) 荒木企画県民部長

平成 12 年 3 月、電気事業法の自由化によりまして、関西電力等一般電気事業者以外からの電力調達が可能となりました。

これに伴い、県では庁舎等の電力につきまして、一般競争入札を基本に契約することといたしました。ご紹介いただきましたように県庁本庁舎では、14 年度以降 4 年間、関西電力よりも価格の低い特定規模電気事業者・PPS と契約いたしました。また、警察本部では本部庁舎等 3 施設、企業庁では浄水場等 4 施設、教育委員会におきましても県立高校 2 校で、競争入札の結果 PPS と契約しております。本庁舎の場合、導入前の 13 年度と比較いたしまして、1 kW あたりの契約単価 17.4 円が、22 年度では 14.9 円と約 15% 低減し、電気料金も約 2 千万円の削減効果となりました。

平成 17 年度以降、PPS の導入可能な施設の範囲が 50kW 以上まで拡大され、多くの施設で一般競争入札が可能となりました。しかし、2000kW 未満の施設におきましては、PPS にとりまして電力供給のための新たな設備投資額と比較して利益が低いことなどの理由から、PPS の入札への意向が無く、従来どおり関西電力との契約が継続している状況にあります。

しかしながら、今後、PPS の電力供給体制の充実等が見込まれますことから、県立大学、社会福祉施設、社会教育施設、県立病院等に対しまして、電力調達契約は原則競争入札によるの方針の徹底を図りました。必ずしも PPS との契約がコスト削減につながるとは言えないのでございますけれども、競争入札を実施することによりまして、より安価な電力調達に努めて参ります。また、PPS の入札参加が難しく、競争入札が見込まれない場合にありましては、関西電力との複数年契約を行うなど電力購入の一層の経費の削減にも努めて参ります。

2 都市型水害対策について

(答弁者) 井戸知事

市街化の進展した都市では、高度に土地利用がされているため、流域の貯留・浸透機能が低く、河道拡幅が困難です。近年の局地的大雨等の増加と相まって、低平地での内水氾濫、地下空間への氾濫水の流入、道路アンダーパス部での車両水没等の都市型水害が多発しております。

まず、内水氾濫対策については、河川改修と合わせて、雨水管や雨水排水ポンプ等下水道施設の整備を行うこと、校庭での雨水貯留を行うこと、道路側溝の浸透化を促進すること等、縣市連携して進めています。また、地下空間の浸水対策については、水防法に基づき、浸水想定区域内で市町が必要と認めた地下空間を地域防災計画に位置づけ、洪水予報の伝達方法を定め、管理者等が避難確保計画を策定することにしていきます。例えば、神戸市営地下鉄では地下への入口部に浸水感知センサーや止水板を設置する等、安全を確保する取組を進めています。道路アンダーパス部の対策は、排水ポンプの設置や、視認性の高いLED道路冠水情報板や水深表示板の設置等を行います。

局地的大雨等が多発する最近の降雨状況を考慮すると、これらの対策だけで浸水被害を防ぐことは難しいと考えられます。流域全体の対策や減災対策を合わせて、県、市町、県民、事業者が一体となって取り組む「総合治水」の考え方が不可欠です。都市型水害に対応するための、雨水貯留浸透設備の設置、地下空間の浸水対策を含めた耐水化、内水ハザードマップの作成・公表についても、この総合治水対策に含めてまいります。

今後とも、関係者が一体となって、総合治水対策に基づく、効果的で実効性のある対策を推進してまいります。

3 外国資本による水源地域の買収対策について

(答弁者) 高井政策監

森林は、水源のかん養や災害防止など多様な公益的機能を有する県民共有の財産ですが、近年、北海道を中心に外国資本による森林買収の事例が増加していることを受けまして、森林の水源かん養機能の低下を懸念する声が高まってまいりました。

従来から、1ヘクタール以上の土地取引につきましては、国土利用計画法に基づき届出を求め、取引価格や土地利用の監視を行ってまいりましたが、こうした懸念を受け、森林法が改正されまして、平成24年4月からは、1ヘクタール未満の土地の取得についても市町への届出が義務付けられることとなりましたので、今後は、その実態を明らかにし適切な対応を行うことが可能になってまいります。

一方、林野庁及び国土交通省の調査によりますと、本県内での外国資本による森林の取得の実績は、平成18年から平成22年までの4年間で、神戸市内で1件2haの事例があったのみで、その取得目的も現況のまま森林として保有することとされておりまして、水資源確保が目的ではございませんでした。また、北海道や山形県が独自に調査された結果においても、主な取得目的は投資や別荘等の建築であり水資源確保を目的とするものではなかったと聞いてございます。

このように、これまでのところ、外国資本によります森林取得は、水資源確保が目的とは考えにくく、条例等による規制を必要とする状況にはございませんが、森林の水源かん養機能を確保することは県民生活にとっても大変重要でありますので、外国資本の動きを注視する必要があります。今後も引き続き、森林取得の実態把握に努めてまいります。

4 地方公社、公営企業のあり方の抜本的な検討について

(答弁者) 井戸知事

公社等については、行革プランに基づき、設置目的の達成、事業実施期間の満了等、その必要性が低下したとして、㈱おのころ愛ランドや(財)兵庫県自治協会の2団体を廃止しました。また、設置目的が類似・関連し、統合により効率的・効果的な運営ができる団体として、まちづくり技術センターと下水道公社など、6団体を3団体に統合するなど、改革に取り組んでいます。

公営企業については、㈱おのころ愛ランドを解散しましたし、平成22年度3月には、電気事業を廃止するなど、「企業庁総合経営計画」に基づき健全経営の維持・確保を図っています。病院局では、「県立病院改革プラン」に基づき、自立した経営基盤の確立を目指し、高度専門・特殊医療を中心とした政策医療の提供と、地域医療の確保に努めています。

ご指摘の土地開発公社は、新名神高速道路等の大規模案件が終息する平成25年度以降は事業量の減少が見込まれます。用地取得に係る専門ノウハウの継承を図りつつ県及び公社の一体的・効率的な人材活用を図るなど、組織体制の見直しを検討してまいります。

住宅供給公社は、原則として新たな分譲住宅の建設はしない。取り止めています。神戸市住宅供給公社と異なり債務超過でもありません。平成22年度決算でも黒字を計上しており、今後、借上型特定優良賃貸住宅の借上期間の終了に伴い負担も年々減少し、経営改善も見込まれています。高齢者や子育て世帯、障害者等への賃貸住宅の供給など、公的セクターが担う事業に限定しつつ、組織体制の効率化に努めます。

また、企業庁の地域整備事業については、財務状況は企業債残高を上回る資産を保有しております。手元の手持ち運転資金もありますので、フローとストックの両面において、経営の健全性は保たれていますが、平成30年度の分譲進捗率90%の達成に向け、引き続き事業推進に全力で取り組みます。

今後とも、第2次行革プランをやはり基本としながら、毎年度検証を行い、公社等経営評価委員会の意見も踏まえ、経営改善に努めてまいりますので、よろしく今後ともご指導をお願いいたします。

5 生活保護受給者の就業支援について

(答弁者) 久保健康福祉部長

県では、就労支援対策といたしまして、1つには、就労意識を高める職業体験・職業訓練、2つには、就労の可能性を高める資格・技能の取得、3つには、県・市・ハローワークの連携による就労斡旋を柱とした施策を展開いたしております。

まず、最初の柱の職業体験・職業訓練につきましては、老人福祉施設等の団体やNPO法人と連携し、本年8月末までに50名に対しまして老人ホームの清掃などの職業体験や訓練の場を提供しております。また、2番目の柱、資格・技能の取得では、250名を対象としパソコン、医療事務等の資格取得の支援を行うことといたしております。更に、3つめの柱の関係機関との連携の取り組みでは、各人の状況に応じ策定した就労支援プログラムによる支援を行った結果、平成22年度では1,722名が就職に結びつきました。

また、被保護者の自立助長を図る観点から、国に対しまして、1つには勤労控除額の加算制度の創設、2つには社会参加活動の義務化、3つには貧困連鎖の防止のための高校進学支援の充実などを提案しているところでございます。

今後とも、保護の実施機関、ハローワーク、NPO法人、事業者団体と県が連携し、実効が上がる就労支援の充実を図ってまいります。